

# 令和4年度 第2回香取市農業委員会総会議事録

令和4年5月9日

5月9日（月）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）  
について  
議案第2号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について
- 日程第2 議案第3号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について
- 日程第3 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第5 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第8号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第8 議案第9号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第11 報告第3号 農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について
- 日程第12 報告第4号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
- 日程第13 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹	
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一	
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝	
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸	
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝	
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽	夫

15番 富 澤 克 彦

16番 菅 谷 樹 雄

17番 鵜 澤 幹 司

18番 林 藤 江

19番 伊 藤 寛

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 飯 田 利 彦

管理班長 石 毛 明 子

農地班長 滑 川 典 文

主 査 菅 谷 勝 之

主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 3時04分

それでは、本日の出席委員の確認でございますが、本日の出席委員は19名ということで農業委員全員でございます。

ただいまから、令和4年度第2回農業委員会総会を開催いたします。

これより会議に入ります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

恒例によりまして、議長指名とさせていただきたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、2番 成毛和弘委員、18番 林 藤江委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

日程第1 議案第1号ないし日程第13 報告第5号をご提案申し上げます。

なお、議案第1号及び議案第2号は、関連がありますので一括して審議をさせていただきます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号及び議案第2号

議 長 日程第1 議案第1号及び議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 議案第1号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の

点検・評価（案）について。令和4年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案第2号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について。令和4年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから11ページです。

これは、毎年1回お諮りしている議案です。

国からの通知によりまして、農業委員会は毎年度当該年度に行った最適化活動の点検・評価を行うこと、また、これを踏まえて、次年度の最適化活動の目標の設定を行うことが決められています。

議案第1号の令和3年度の活動につきましては、昨年6月の総会において活動目標が決定されまして、それに基づいて種々、活動をしてまいりました。その令和3年度の活動の点検・評価の案、これが資料の1ページから8ページまでになります。

また、これらを踏まえての議案第2号、令和4年度の活動目標設定（案）がそれに続く資料の9ページから11ページになります。

いずれも国から示された統一様式・項目に沿った形で記載しております。

今後の事務スケジュールとしましては、本日の5月総会で承認・決定を得た後、これらについて、地域の農業者等からの意見や要望を募集するために速やかに本案を公表します。期間は30日間であります。公表の方法は、香取市ホームページへの掲載及び事務局窓口への備付けによります。そして、その間に寄せられた意見・要望について整理をし、30日間の公表の関係上、7月の農業委員会総会にお諮りをいたします。

ここで決定されたものが最終的に令和3年度活動の点検・評価及び令和4年度活動の目標と、このような形になります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長 これは、我々の目標に向かっての月別の活動なり日々の活動、または年間の活動に匹敵しますんで、いま一度、またお持ち帰りいただいて、よく読んでいただければと思います。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第2 議案第3号

議長 日程第2 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について。下記のとおり農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める下限面積（別段面積）の設定について審議を求め。令和4年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤寛。

議案の概要を説明します。

ページは12ページです。

議案第3号は下限面積の設定でございます。

農地法第3条第2項第5号に下限面積の規定があり、北海道を除く都府県については50アール以上とされております。

農業委員会は、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなっております。

つきましては、今年度、香取市の下限面積（別段面積）の設定について、以下のとおり提案をするものであります。

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について、香取市は現在50アール以上としております。

令和4年度についても以下の理由により50アール以上とします。

1、2020農林業センサスで経営面積が50アール以上の農地保有農家が全農地保有農家数の9割を超えているため。

管内の荒廃農地率が4%台と比較的低いため。

以上であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これについても例年どおりでございます。

まず、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第3 議案第4号

議 長 日程第3 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり

農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。

令和4年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは13ページから21ページで、整理番号は1番から17番です。

整理番号1番及び2番であります。譲受人が同一の案件であります。農地所有適格法人として香取市に新規参入するため、賃借権の設定をするものです。

整理番号3番は、農地が譲受人の自作地に近いことから、売買による所有権移転をするものです。

整理番号4番、5番、13番、4番、5番、13番。こちらは、譲受人が農業経営規模拡大のため、贈与により所有権移転をするものです。

整理番号6番、7番、8番、9番、6、7、8、9番。譲受人が同一の案件であります。既存法人が農地所有適格法人として香取市に新規参入するため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号10番、12番、15番、17番、10、12、15、17。譲渡人が農業経営廃止のため、それぞれ売買により所有権移転をするものです。

整理番号11番、14番、11番、14番は、親子間の贈与であり、子である農業後継者に所有権移転をするものです。

整理番号16番。譲受人が新規就農のため賃借するものであります。

以上、17件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林委員。

18番林委員 去る4月26日火曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第1班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は17件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施しました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第4号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 ありがとうございます。

次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番から9番の9件について、1番 木内委員。

1番木内委員 整理番号1、2番について、現地調査を行った結果を説明いたします。なお、整理番号1、2番については、関連がありますので一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、譲受人の農地と賃借権の設定を行うものであります。当該法人は〇〇〇〇を計画しており、経営面積は〇〇ヘクタールを目標としております。また、〇市及び〇〇市において、農地所有適格法人として農地を所有し、営農活動を行っております。

従業員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可は妥当と判断をいたしました。

続きまして、整理番号3番について、現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買



による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたしました。

続きまして、整理番号4番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、耕作の利便性の向上により、農業経営の合理化が図られることから、農業による所有権移転するものです。

所有権移転することにより、耕作の利便性が図られるため、今後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5番について、都祭推進委員さんと現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請の譲渡人は、相続で取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、知人である譲受人と農業による所有権移転の協議が整ったものです。

今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして整理番号6から9番について、現地調査を行った結果を説明いたします。なお、整理番号6から9番については、関連がありますので一括して説明いたします。

この申請の譲受人は、農地所有適格法人として新規に農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。当該法人は〇〇〇〇〇〇の栽培を計画しており、5年後の経営面積は〇〇アールを目標としております。

農業経営の実施計画書も香取農業事務所において指導を受けながら計画を立てており、内容も的確であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

す。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

以上、調査報告は終わります。

議 長 整理番号10番、11番の2件について、4番 芹川委員。

4番芹川委員 整理番号10番について、林推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないため、所有権移転後も農地の良

好な維持管理が行われると思います。

したがって、所有要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

整理番号11番について、今泉委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が高齢のため、後継者の子が所有権移転を受けるものです。親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断します。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号12番について、5番 鈴木委員。

5番鈴木委員 整理番号12番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号13番について、6番 山田委員。

6番山田委員 整理番号13番について、宮本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの農業経営を行っておらず、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

なお、譲受人は、農地を取得して、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、〇〇市在住ですが、自宅からの通作時間は10分程度と近く、効率的な利用が可能と考えられます。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号14番について、11番 海老澤委員。

11番海老澤委員 整理番号14番について、3月に栗山推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親が高齢のため、後継者である子へ一括贈与による所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取

得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号15番について、14番 片野委員。

14番片野委員 整理番号15番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請の譲渡人は、農業経営の廃止により農地の管理ができないため、農地を処分したいという意向がありました。譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号16番について、17番 鵜澤委員。

17番鵜澤委員 整理番号16番について、斉藤推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものです。譲受人は〇〇〇〇〇の作付計画があり、市内の〇〇〇等に販売する計画で、5年後の経営面積は〇ヘクタールを目標としています。

農業経営の実施計画書も香取農業事務所において指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正であり、賃借権設定後は良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号17番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局の菅谷君より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読いたします。

整理番号17番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請の譲渡人は、農業経営の廃止により農地の管理ができないため農地を処分した意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第5号

議 長 日程第4 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは22ページで、整理番号は1番です。

整理番号1番については、〇〇〇〇事業の期間延長に伴う、〇〇〇〇用地及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇用地の一時転用期間延長の申請です。

以上、1件でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林委員。

18番林委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は1件であります。

書類で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見でした。

したがって、議案第5号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 成毛和弘委員。

2番成毛委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

場所としては、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇さんの裏になるんですが、分かるかなとは思いますが、ちょうど〇〇〇のへさきになるんですけれども、私もちょっと初めて行ってきて、中まで行って、本件は、譲受人が申請地において、令和4年6月30日まで〇〇〇及び〇〇〇〇用地としての一時転用許可を取りました。〇〇〇〇計画の延長により、一時転用期間を延長するものです。

なお、周辺農地への営農に支障もないため、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、承認相当との意見を付して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第5 議案第6号

議 長 日程第5 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは23ページから28ページで、整理番号は1番から18番です。

整理番号1番、転用目的は農業用施設用地です。権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は、農振農用地区域内の農地で、不許可例外事由Bに推定されます。

整理番号2番、転用目的は住宅用の駐車場用地です。権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号3番、転用目的は駐車場用地です。権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地と考えられるため、第3種農地です。

整理番号4番、9番、17番、18番、4、9、17、18。転用目的は専用住宅用地です。権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、4番は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地と考えられるために第3種農地であります。

9番、18番。9番、18番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地、17番は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

整理番号5番、6番、7番、8番、5、6、7、8番。転用目的は宅地分譲用地です。権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、5番、6番、7番は、都市計画用途地域の第一種住居地域、8番は第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号10番、転用目的は資材置場及び駐車場用地です。権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

整理番号11番、転用目的は採掘土砂の置場用地の一時転用の申請です。権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は、農振農用地区域内の農地ですが、不許可例外事由Cに推定されます。

整理番号12番、転用目的は仮設事務所用地の一時転用の申請です。権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は、農振農用地区域内の農地ですが、不許可例外事由Cに推定されます。

整理番号13番、転用目的は貸資材置場用地です。権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

整理番号14番、15番、16番。14、15、16番は、転用目的は太陽光発電施設用地です。権利の内容は、14番は所有権移転、15番、16番は地上権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

以上、18件でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

18番林委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は18件であります。

書類で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇のすぐ隣、〇メートルくらいしか離れておりません。一般の人は、入ったところでちょっと分からないかもしれないですけれども、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のほうへ抜ける道、新しく市道ができました。その、ちょうど今突き当たったところのすぐ近くです。

本件は、譲受人は市内の農地所有適格法人ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の保管場所及び農作業場が手狭であるため、申請地に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のストックヤード、農作業場1棟及び組合員用駐車場を設置するものです。

申請地では埋立て等はいりません。

排水については雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、隣接する農地との境界には、土留めを設けることで土砂などの流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

















とします。

ちなみに再開時間でございますが、4時15分、16時15分再開とします。

なお、着座済んでいけば、あれで進めていきますんで、遅くとも4時15分までには着座してください。日程は第7号から再開いたします。

では、暫時休憩。

それでは、再開をいたします。

---

◎日程第6 議案第7号

議 長 日程第6 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についての審議を求める。令和4年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは29ページから78ページで、整理番号は1番から106番です。29ページから78ページで、1番から106番となります。

議案内容の概要については附属資料のとおりです。

この附属資料なんですけれども、議案第7号と、あと次の第8号については、総会資料の一番後ろから3枚目、一番後ろから3枚目の右側になるんですけれども、明細というか附属資料をつけておりますので、よろしくお願いいいたします。

議案第7号については附属資料のとおりです。

以上106件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長 議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第7号 整理番号2番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号 整理番号2番は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 整理番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

（○番 ○○○○委員 入場・着席）

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第7号 整理番号2番を除く105件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第7号 整理番号2番を除く105件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第7号 整理番号2番を除く105件については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第7 議案第8号

議 長 日程第7 議案第8号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第8号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和4年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは79ページから105ページで、整理番号は1番から34番です。



議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上、34件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第8号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第8号 整理番号8番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第8号 整理番号8番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 整理番号8番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第8号 整理番号8番を除く33件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第8号 整理番号8番を除く33件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第 8 号 整理番号 8 番を除く 33 件については、  
原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第 8 議案第 9 号

議 長 日程第 8 議案第 9 号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第 9 号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項  
の規定による意見について審議を求める。令和 4 年 5 月 9 日提出、香取市農業委員会会長  
伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは 106 ページから 116 ページで、整理番号 1 番、2 番、4 番、6 番、7 番の 5 件は、  
農振農用地区域からの除外申請、整理番号 3 番、5 番の 2 件は編入申請であります。

整理番号 1 番、2 番。事業計画は専用住宅用地です。

申請地の農地区分は、1 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考え  
られるため第 2 種農地に、2 番は、第 1 種農地、不許可例外事由 I に推定されます。

整理番号 4 番、事業計画は駐車場用地です。

申請地の農地区分は、第 1 種農地、不許可例外事由 O に推定されます。

整理番号 6 番、事業計画は専用住宅及び進入路用地です。

申請地の農地区分は、第 1 種農地、不許可例外事由 I に推定されます。

整理番号 7 番は、事業計画は太陽光発電施設用地です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるた  
め、第 2 種農地と推定されます。

整理番号 3 番、5 番は、基盤整備事業の実施のため、農振農用地に編入するものです。

農地区分は第 1 種農地に該当となります。

以上、7 件でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第 1 班 班長 林 藤江委員。

1 8 番林委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更に関する案件は7件であります。

このうち、整理番号1番、2番、4番、6番、7番の5件については、写真及び書類等で審査した結果、転用が可能な第1種農地例外規定及び第2種農地に該当すると考えられることから、問題ないとの意見でした。

整理番号3番、5番の2件については、基盤整備事業実施に伴う農振農用地区域への編入であり、特に問題はないと認められました。

よって、香取市農政課へ問題なしで意見進達するとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1 番木内委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明します。

本件は、事業計画者は、現在実家で暮らしていますが、手狭となっているため、実家の隣接地に専用住宅を建築する計画です。

また、計画地は、農地の端に位置しており、農業振興地域整備計画の除外については、立地及び内容とも特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、9番 平川君子委員。

9 番平川委員 整理番号2番について、現調査等を行った結果を説明します。

本件は、事業計画者は、現在借家で暮らしていますが、今後のことを考え、実家の隣接地に専用住宅を建築する計画です。

また、計画地は、農地の端に位置しており、農業振興地域整備計画の除外については、立地及び内容とも特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、11番 海老澤 武委員。

1 1 番海老澤委員 整理番号3番について、現調査等を行った結果を説明します。

事業計画者香取市です。

本件は、〇〇〇〇〇地区の水田地域において、今後担い手へ農地を集約・集積するに当たり、小規模な区画や幅員の狭い道路などの基盤整備事業を計画しており、現在、農業振興地域内の農用地となっていない計画地をこの事業地域に含めるため、編入するものです。

なお、農地所有者等の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることか

ら、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、12番 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 整理番号4番について、現調査等を行った結果を説明します。

本件は、事業計画者は、市内で〇〇〇〇〇〇などを営んでおりますが、〇〇〇で取り扱う〇〇〇〇が不足しているため、〇〇〇の隣接地である申請地に〇〇〇を拡張する計画です。

なお、転用については、隣接農地所有者より同意も受けており、農業振興地域整備計画の除外については、内容に特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、14番 片野壽夫委員。

1 4番片野委員 整理番号5番について、現調査等を行った結果を説明します。

事業者は香取市です。

本件は、〇〇地区の水田地域において、今後担い手へ農地を集約・集積するに当たり、小規模な区画や幅員の狭い道路などの基盤整備事業を計画しており、現在、農業振興地域内の農用地となっていない計画地をこの事業地域に含めるため、編入するものです。

なお、農地所有者等の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、16番 菅谷樹雄委員。

1 6番菅谷委員 整理番号6番について、現調査等を行った結果を説明します。

本件は、事業計画者は、現在家族と実家で暮らしていますが、手狭となっているため、申請地に専用住宅の建築とその進入路を設置する計画です。

また、計画地は、農地の端に位置しており、農業振興地域整備計画の除外については、立地及び内容とも特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局の高橋君より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇のそばにある県道〇〇〇〇線と県道〇〇〇〇〇〇〇〇〇線の交差点より〇〇方面へ〇〇メートルほど先のところで右折し、そこから道なりに

〇〇メートルほど入った場所になります。

本件は、事業計画者は、〇〇市に本店のある〇〇〇〇〇〇〇などを営む法人ですが、小規模なまとまりで勾配のある計画地を有効活用し、安定した収益を得るため、〇〇〇〇〇〇〇〇を設置する計画をしたものです。

また、計画地は農地の端に位置しており、農業振興地域整備計画の除外については、立地及び内容とも特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第9号についての意見は、問題なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号についての意見は、問題なしとすることと決定いたしました。

---

#### ◎日程第9 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和4年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は8件です。

---

#### ◎日程第10 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和4年5月9日提出、香

取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は25件です。

---

◎日程第11 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。令和4年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は1件です。

---

◎日程第12 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地又は採草放牧地のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。令和4年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は5件です。

---

◎日程第13 報告第5号

事務局農地班長 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和4年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は3件です。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時38分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人